

別紙

新旧対照表

改 正 後		改 正 前																																																																					
<p style="text-align: center;">技術等海外取引の所得の特別控除に関する明細書</p> <p>(平成 年分) 氏名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">技術</td> <td>技術役務の提供に係る収入金額</td> <td style="width: 10%;">①</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>役務</td> <td>同上に係る材料代、人夫賃その他の費用の額</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の提供</td> <td>差 引 金 領 (① - ②)</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ × $\frac{12}{100}$</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 業 所 得 金 領</td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 得 基 準 に よ る 金 領 (⑤ × $\frac{15}{100}$)</td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 別 控 除 額 (④ と ⑥ の う ち 少 な い 金 領)</td> <td>⑦</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		技術	技術役務の提供に係る収入金額	①	円	役務	同上に係る材料代、人夫賃その他の費用の額	②		の提供	差 引 金 領 (① - ②)	③			③ × $\frac{12}{100}$	④		事 業 所 得 金 領	⑤			所 得 基 準 に よ る 金 領 (⑤ × $\frac{15}{100}$)	⑥			特 別 控 除 額 (④ と ⑥ の う ち 少 な い 金 領)	⑦			<p style="text-align: center;">技術等海外取引の所得の特別控除に関する明細書</p> <p>(平成 年分) 氏名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">特許権等の提供</td> <td>特許権等の提供に係る収入金額</td> <td style="width: 10%;">①</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>① × $\frac{6}{100}$</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術役務の提供</td> <td>技術役務の提供に係る収入金額</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の提供</td> <td>同上に係る材料代、人夫賃その他の費用の額</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差 引 金 領 (③ - ④)</td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ × $\frac{12}{100}$</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引基準による金額(② + ⑥)</td> <td>⑦</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 業 所 得 金 領</td> <td>⑧</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 得 基 準 に よ る 金 領 (⑧ × $\frac{25\pm20}{100}$)</td> <td>⑨</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 別 控 除 額 (⑦ と ⑨ の う ち 少 な い 金 領)</td> <td>⑩</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		特許権等の提供	特許権等の提供に係る収入金額	①	円		① × $\frac{6}{100}$	②		技術役務の提供	技術役務の提供に係る収入金額	③		の提供	同上に係る材料代、人夫賃その他の費用の額	④			差 引 金 領 (③ - ④)	⑤			⑤ × $\frac{12}{100}$	⑥		取引基準による金額(② + ⑥)	⑦			事 業 所 得 金 領	⑧			所 得 基 準 に よ る 金 領 (⑧ × $\frac{25\pm20}{100}$)	⑨			特 別 控 除 額 (⑦ と ⑨ の う ち 少 な い 金 領)	⑩		
技術	技術役務の提供に係る収入金額	①	円																																																																				
役務	同上に係る材料代、人夫賃その他の費用の額	②																																																																					
の提供	差 引 金 領 (① - ②)	③																																																																					
	③ × $\frac{12}{100}$	④																																																																					
事 業 所 得 金 領	⑤																																																																						
所 得 基 準 に よ る 金 領 (⑤ × $\frac{15}{100}$)	⑥																																																																						
特 別 控 除 額 (④ と ⑥ の う ち 少 な い 金 領)	⑦																																																																						
特許権等の提供	特許権等の提供に係る収入金額	①	円																																																																				
	① × $\frac{6}{100}$	②																																																																					
技術役務の提供	技術役務の提供に係る収入金額	③																																																																					
の提供	同上に係る材料代、人夫賃その他の費用の額	④																																																																					
	差 引 金 領 (③ - ④)	⑤																																																																					
	⑤ × $\frac{12}{100}$	⑥																																																																					
取引基準による金額(② + ⑥)	⑦																																																																						
事 業 所 得 金 領	⑧																																																																						
所 得 基 準 に よ る 金 領 (⑧ × $\frac{25\pm20}{100}$)	⑨																																																																						
特 別 控 除 額 (⑦ と ⑨ の う ち 少 な い 金 領)	⑩																																																																						

別 紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>技術等海外取引の所得の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第21条に規定する技術等海外取引の所得の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、技術等海外取引の所得の特別控除の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>「⑤」欄には、純損失及び雑損失の繰越控除を適用しないで計算した事業所得の金額（この技術等海外取引の所得の特別控除額、新鉱床探査費の特別控除額及び青色申告特別控除額を差し引く前の所得金額）を記載します。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第21条</p>	<p>技術等海外取引の所得の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第21条に規定する技術等海外取引の所得の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、技術等海外取引の所得の特別控除の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>「⑧」欄には、純損失及び雑損失の繰越控除を適用しないで計算した事業所得の金額（この技術等海外取引の所得の特別控除額、新鉱床探査費の特別控除額及び青色申告特別控除額を差し引く前の所得金額）を記載します。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第21条</p>